

## 「東日本大震災からの復興の状況に関する報告」 (国会報告) について

このたび、東日本大震災復興基本法第10条の2の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況に関して報告を取りまとめ、本報告を国会に提出することについて閣議決定がなされました。

別添1：東日本大震災からの復興の状況に関する報告（概要）

別添2：東日本大震災からの復興の状況に関する報告

【本件に関するお問い合わせ先】  
復興庁 森、鮎澤、広瀬  
電話：03-5545-7232